

山梨県公報

号外第九号

平成三十年

三月十四日

水曜日

目次

- 山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 人事委員会
- 公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………五
- 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………五
- 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………五

規則

山梨県規則第一号

山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則(昭和四十五年山梨県規則第十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則

第一条中「山梨県営土地改良事業分担金徴収条例」を「山梨県営土地改良事業分担金等徴収条例」に改める。

第一条の二第三号を次のように改める。

三 ため池等整備事業(知事が定める基準に該当する地区において行うものに限る。)

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ ため池について行うもの 四十五分の十七

ロ イに掲げる土地改良施設以外の土地改良施設について行うもの 九分の四

第二条中「の規定による別に」を「に規定する」に改める。

第三条中「第六条第三項の規定により分担金を免除することができる転用に係る土地の面積」を「第六条第四項の規定で定める面積(同条第一項に規定する特別徴収金に係る面積に限る。)」に改め、同条各号を次のように改める。

一 前条第一号から第三号までに掲げる事業にあつては、転用に係る受益地の面積が十アール未満のもの

二 前条第四号及び第五号に掲げる事業にあつては、転用に係る受益地の面積が当該県営土地改良事業の受益地の十分の一未満(その受益地の面積が百ヘクタールを超えるときは、受益地のうち十ヘクタール未満)のもの

三 前条第六号に掲げる事業にあつては、次に掲げるもの

イ 区画整理地区内における転用に係る受益地の面積が十アール未満のもの

ロ かんがい排水施設に係る事業については、転用に係る受益地の面積が前号に該当するもの

第四条を削る。

第五条の見出しを「(転用等の報告)」に改め、同条中「土地改良区」の下に「又は農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)

第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。)」を加え、「県営土地改良事業に係る受益地の転用があつた」を「それぞれ条例第六条第一項又は第二項に規定する場合に該当する事実が生じた」に、「当該事実を確認し県営土地改良事業受益地転用報告書(第二号様式)」を「県営土地改良事業受益地転用等報告書(第一号様式)」に改め、同条を

第四条とする。

第六条中「県営土地改良事業受益地転用分担金徴収台帳(第三号様式)」を「県営土地改良事業特別徴収金徴収台帳(第二号様式)」に改め、同条を第五条とする。

第七条中「第六条第三項の規定による分担金の免除」を「第六条第四項の規定による特別徴収金の免除(同条第一項に規定する特別徴収金に係る免除に限る。)」に、「県営土地改良事業受益地転用分担金免除申請書(第四号様式)」を「県営土地改良事業特別徴収金免除申請書(第三号様式)」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第一号様式から第三号様式までを次のように改める。

第一号様式から第三号様式までを次のように改める。

年 月 日

山梨県知事 殿

法人の名称
代表者の氏名

印

県営土地改良事業受益地転用等報告書

県営土地改良事業の受益地の転用等が、次のとおりありましたので報告します。

- 1 転用等の内容及び目的
- 2 転用等を行う土地の所有者又は権利者
住所
氏名
- 3 転用等計画書
- 4 転用等を行う土地

市町村	地番	現況地目	地積	土地所有者住所 氏名	買受人（借受人） 住所氏名

5 今回の転用等による特別徴収金の額

10アール当たりの 特別徴収金		今回の転用等 を行う土地の 面積	特別徴収金		備考
国	県		国	県	
円	円	m ²	円	円	

第2号様式（第5条関係）

県営土地改良事業特別徴収金徴収台帳

1 事業内容

事業採 択年度	事業名	地区名	工期	事業計画公告年月日	年 月 日
				工事完了公告年月日	年 月 日
				徴収対象最終年度	年度

2 特別徴収金徴収基準額

全体事業			国費該当分				県費該当分				総金額	備考
実施年度	総事業費	受益面積	事業費	負担率	金額	10アール 当たり金額	事業費	負担率	金額	10アール 当たり金額		
			千円	%	千円	円	千円	%	千円	円	千円	
計												

3 特別徴収金徴収実績

区分	年度										
	転用等を行う者の氏名										
転用等を行う土地の面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
転用等後の施設の名称											
特別徴収金徴収実績	国費										
	県費										
	計										
納入通知年月日											
納入年月日											
県に対する納入年月日											

年 月 日

山梨県知事 殿

土地改良区
理事長

氏名

印

県営土地改良事業特別徴収金免除申請書

県営土地改良事業の受益地の転用等に係る特別徴収金の免除について次のとおり申出があつたので、転用等を行う土地の所有者又は権利者の委任状を添えて申請します。

1 転用等を行う土地の所有者又は権利者
住所
氏名

2 免除申請の理由

3 免除を受けようとする土地

土地の所在				地目	面積	土地所有者住所・氏名
市町村	大字	字	地番			

第四号様式を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の二第三号の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第一号

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月十四日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則（平成十四年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、第二十五号を第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五 地方公共団体金融機構

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月十四日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第十二中「第三十三条、第三十三条の二、第三十六条、第三十七条の二関係」を「第三十三条、第三十三条の二、第三十七条の二関係」に改め、同表警察部局の部警察本部の項中「生活安全対策室長」を「許認可管理室長」に改める。

許認可管理室長」

附則

この規則は、平成三十年三月十五日から施行する。

山梨県人事委員会規則第三号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月十四日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第七本部の項中「航空隊長」を「山岳警備安全対策隊長」に、「調査官」を「東京オリンピック・パラリンピック警備対策室長」に改める。

附則

この規則は、平成三十年三月十五日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番